

共謀罪の新設に反対する会長声明

1 いわゆる「共謀罪」に関する法案は、過去に多くの問題が指摘され三度廃案とされながら、改めて国会に提出されようとしている。

ここに「共謀罪」とは、2人以上の者が、犯罪を行うことを話し合っ合意することを処罰対象とする犯罪類型である。現在政府が準備を進めている共謀罪法案では、一定の犯罪に関して、「団体の活動として」、「当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀」した場合に成立するものと規定されるが、この対象となる犯罪は「長期4年以上の刑を定める犯罪」とされているため、窃盗、詐欺、傷害、恐喝など、必ずしも重大とはいえない600以上もの犯罪が共謀罪の処罰対象に広く含まれることになる。

2 政府は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（以下「条約」という。）の批准のために、その前提となる国内法の整備として、共謀罪の制定が必要であると説明してきた。しかし、共謀罪法案では、その立法目的にもかかわらず、「越境性」や「組織犯罪性」が要件とされていない。このため、その構造上、組織犯罪集団とは何ら関係のない政党、市民団体、企業等に対しても適用が可能であり、過度に広範な立法であると言わざるを得ない。

そもそも、我が国では、現行法上、60を超える主要重大犯罪について、予備罪、準備罪、共謀罪、陰謀罪など未遂に至らない段階で処罰することが可能な立法が存在しており、これらには組織犯罪に関連する重大犯罪も含まれているから、条約批准のために共謀罪を新たに制定する必要もない。

3 このように、共謀罪の処罰対象は極めて広汎であり、かつ、対象を制限する要件がない。このため、例えば、労働組合が、会社との団体交渉に際して要求が通らなければ徹夜断交を行う旨を相談、決定しただけでも、組織的監禁罪の共謀罪として摘発を受ける可能性がある。あるいは、例えば、職場の同僚らが上司への反感を募らせるあまり、飲酒の席で上司に暴行を加える発言をして意気投合した場合など、日常的で可罰性の欠落が明白な事例にさえ共謀罪は成立し得る。もとより、このような事例が摘発を受けることは実際にはあり得ないことかもしれないが、その非現実的とも思える事例についてさえ適用の可能性は排除されていないのであり、捜査機関による濫用を抑制することができない。ここにこそ共謀罪の真の危険性が存在する。

これまでの我が国の刑法は、個人の権利や社会的利益などが侵害され、またはその強い危険性が生じて初めて犯罪が成立し得るという考え方を基本とし、これに基づいて国民の自由を広く保障してきた。しかし、共謀罪は謀議をした

だけで犯罪が成立するため、形式的には上記のような非現実的とも思える事例にさえ適用され得る。こうなると、誰とどのような話しをしたときに共謀罪として摘発を受けることになるのか、市民には全く予測ができまい。処罰への警戒感は言論の過剰な自粛を招き、自由主義社会が基礎から破壊されることさえ警戒しなくてはならない。正に、共謀罪は、自由で民主的な社会を危機に陥れる危険性を孕むものである。

- 4 加えて、共謀罪の捜査では、謀議そのものが捜査の主たる対象となるため、捜査の必要性を理由に通信傍受が現在より拡大され国民のプライバシー権など重要な権利が侵害される恐れが高い。また、謀議段階では物的証拠が少ないと考えられることから、犯罪立証のために自白強要の危険性が高まることに加え、共謀罪は謀議のみで成立することから、虚偽の犯罪の作出が容易であり、国民が冤罪に巻き込まれる危険も高まる。司法取引の導入が実施されれば、このような危険性は一層高まることとなろう。
- 5 以上のとおり、共謀罪は立法の必要性がなく、立法による弊害が大きいことから当会は共謀罪の新設に強く反対する。

2015（平成27）年12月5日
福岡県弁護士会 会長 斉藤 芳朗

共謀罪シンポジウム参加者一同